# 令和８年度　滋賀地方最低賃金審議会
# 第１回 滋賀県窯業・土石製品製造業 最低賃金専門部会
# 議事録

| | |
|---|---|
| 開催日時 | 令和８年 10 月１日（木）　午前９時 29 分～10 時 52 分 |
| 開催場所 | 大津労働基準監督署　会議室 |
| 出席状況 | 公益代表委員　出席３人　（定数３人）<br>労働者代表委員　出席３人　（定数３人）<br>使用者代表委員　出席３人　（定数３人）<br>事務局　４人 |
| 出席者 | 公益代表委員　佐野洋史　堀田直美　松田有加<br>労働者代表委員　旭　光輝　相澤三千代　中村陽介<br>使用者代表委員　池田　健　有森淳三　中村　淳<br>事務局　青木労働基準部長　大橋賃金室長<br>岩永賃金室長補佐　遠藤労働基準監督官 |
| 主要議題 | ・滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について<br>・その他 |
| 議事録 | 別紙のとおり |

○佐野部会長

ただ今から、第１回滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会を開催します。はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から２点、ご報告いたします。

１点目は本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開とし、議事録をホームページに公開することを、お知らせします。

なお、本日は傍聴を希望される方はいませんでしたので、ご報告いたします。

次に２点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員３名、労働者代表委員３名、使用者代表委員３名の計９名のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令の規定により、定数の３分の２以上の出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。以上です。

○佐野部会長

では、議題（１）「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について」に入ります。

この専門部会は、今日を含めて３回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

これから具体的な金額審議に入るわけですが、今後の金額審議を円滑に進める上で、あらかじめ基本的な考え方やご意見などをお伺いし、忌憚のない意見を表明していた

だくことは、必要なことと考えられますので、労使双方からご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、まずは、労働者側からでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

よろしくお願いします。

○中村陽介委員

よろしくお願いします。

物価が上昇し続け、賃金や最低賃金の引上げの必要性はメディア等を通じ注目されています。年々最低賃金は引き上がってきていますが、昨年 10 月以降現在まで私たちの生活に欠かせない生活必需品が２万品目以上値上げされ、平均上昇率は約 15%となっています。また、昨今の異常気象による大雨や日照不足の影響により野菜などの価格も急騰しており、家計の負担が更に大きくなっていくことになります。また、中東情勢の悪化により石油関連製品を含む原燃料価格の供給不安や価格上昇により食品以外の生活必需品も大きく値上げしており、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は昨年より厳しくなっていると感じています。

現在、最低賃金専門部会の中でも窯業・土石製品製造業は最低位であり、他業種との格差を改善するためには当専門部会で決定する水準の位置づけは重要で、人材の確保や定着、今後の産業の行く末にも影響すると思っています。

窯業・土石製品製造業は、半導体、ディスプレイ、自動車、建築、医療などの先端産業や社会インフラを支える重要な部材を供給しており、県内のみならず日本の産業競争力を支える重要な役割を担っています。

その一方で、過去にも伝えてきましたが、窯業・土石の製造現場は決して身体的に働きやすい労働環境ではありません。溶解炉を持つ現場では 1,400℃を超える高温で原料を溶融する工程があり、溶解炉周辺では強い輻射熱にさらされながらの作業を行って

います。夏場には作業環境温度が 50℃を超えることもあり、会社と従業員が熱中症対策を講じていてもなお熱中症が発生する可能性があるなかで働いています。また、窯業・土石は原料や土砂を扱うことが多く、粉塵作業や重労働による身体的負担も大きく、一般的な職場環境と比較して厳しい労働条件であることは明らかです。

さらに、製造の部分においては単純作業ではなく、溶解・成形・品質管理には高度な知識と経験が求められ、熟練した技能者の技術によって品質が維持されています。窯の温度管理や製造条件の最適化には長年の経験が必要であり、人材育成には相当な時間と労力を要します。技能の習得には長期間を必要とするため、人材の定着と技能継承は産業存続のための重要課題です。

当産業は範囲が広く、大小さまざまな企業が集まる業種であることから、厳しい経営環境に置かれている企業もあると思いますが、労使の社会的責任を果たすべく積極的に論議を行いたいと思っています。よろしくお願いします。

○佐野部会長

ありがとうございました。

続いて、使用者側いかがでしょうか。

○池田委員

今年度は地域別最低賃金について、56 円、5.19％と大幅な引上げとなりました。本年 10 月から地賃は 1,136 円となり、平成 28 年度の地賃 788 円から 10 年間で累計 348 円、44.2％の大幅な引上げとなっております。

地賃が大幅に引き上げられる中で、特定最低賃金との差は急激に縮小しておりまして、特定最低賃金の役割は終えつつあると考えております。

毎年申し上げておりますが、多くの企業が特定の産業だけでなく、複数の産業区分にまたがって事業を行っていたり、あるいは、同じ産業に分類されていても、実際の事業領域、競争環境が異なることも鑑み、産業別の括りで最低賃金を定めるのは適切でない場合もあるということを理解していただきたいと思っております。

特定最低賃金は、過去は存在意義があったかもしれませんが、既に特賃が必要な合理的な理由はなくなってきていると考えております。地賃の引上げ額に引っ張られることなく、滋賀県の特定最低賃金として地域別最低賃金よりも高く設定すべき根拠、そして、その根拠に基づく適正な金額について、真摯に議論してまいりたいと考えております。以上です。

○佐野部会長

ありがとうございました。それでは、これから金額審議に入ります。

進め方ですが、例年どおり、労使各側と公益で個別に協議を進める方法でよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、そのように進めてまいります。

早速、個別協議に入りたいと思いますが、例年、1回目の個別協議は労働者側から行っておりますが、今回もそれでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、労働者側は、検討の時間は何分くらい必要ですか。

○相澤委員

15分くらいでお願いします。

○佐野部会長

それでは、専門部会を一時休会とし、公・労の個別協議を9時55分から行います。

事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

協議にあたりまして、待機していただく場所は、労働者側は４階テレビ会議室を、使用者側は５階基準部長室を用意しております。

労働者側は岩永が、使用者側は遠藤がご案内いたします。よろしくお願いいたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議〕

〔専門部会の再開〕

○佐野部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の個別協議での各側からのご意見を若干まとめますと、労働者側は、昨今の物価高による生活環境の厳しさや、当該産業における高温・粉塵作業といった厳しい作業環境、熟練技能を有する労働者の養成の必要性、他産業との格差是正等を踏まえると、窯業土石の最低賃金を積極的に引き上げるべきだというところで、ご意見をいただきました。その中で、政府目標や連合のリビングウェイジを根拠に金額提示をいただきました。

また、使用者側は、近年の地賃の引上げ幅が大きくなっている中で、産別最賃の役割について検討すべきであることや、中東情勢等で企業側の負担も増えている中で、経営環境を踏まえて最低賃金を検討すべきとのご意見をいただき、いわゆる第４表の製造業Ｂランクを根拠に金額提示をいただきました。

現時点では労使双方の金額に開きがありまして合意には至っておりません。

次回も引き続き協議いただき、全会一致による金額決定を目指してご協力をお願いしたいと思います。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いいたします。

最後に、議題（２）「その他」として、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

〔意見等なし〕

特にないようでしたら、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○大橋室長

次回、第２回専門部会ですが、10 月５日（月）午後１時 30 分から、６階会議室で開催しますので、よろしくお願いします。以上です。

○佐野部会長

それでは、本日の第１回専門部会は、これで終了します。お疲れ様でした。